

愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 災害対策要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本要綱は、愛媛県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」という。）の会員が、大地震等の大規模災害（以下「災害」という。）発生時の取るべき対応について、基本的な行動指針を定めるとともに、社会的責任を果たすことを目的とする。

(災害の定義)

第2条 この要綱における「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他人為的要因及び科学的要因による事象であって、大規模な破壊、死傷者をもたらし、被災地域内の努力だけでは解決不可能なほど、地域の包括的な社会維持機能が障害された状態をいう。

(基本方針)

第3条 当協会及びその会員は、災害発生時に適切な支援が行えるよう平常時から研修及び広報活動等を行うとともに、災害が発生した場合においては、次のような支援を実施するものとする。

- (1) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会（ERAT）からの要請による活動、公益社団法人日本医療社会福祉協会より災害支援要請があった場合の人材派遣。
- (2) 後方支援活動として、関係機関との連携調整と募金活動等。

第2章 平常時における準備

(当協会が行う準備)

第4条 当協会は、災害対策に関する基本方針に基づき、主として次の事項を行う。

- (1) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会 (ERAT)、日本医療社会福祉協会、その他関連団体との連絡調整と連携、本要綱及び第11条に定める災害時行動マニュアル等の整備・見直し、災害事前対策活動を推進する。
- (2) 大規模災害により、他県が被災した場合は、関係機関との連絡調整及び情報収集、支援窓口業務を行う。

(会員が行う準備)

第5条 当協会会員は、災害時支援に関する研修にできる限り参加し、日頃から災害支援に関する知識・技術の習得に努める。

第3章 非常時における準備

(災害対策本部の設置)

第6条 会長は、次の各号に掲げる場合において、災害対策本部を設置する。

- (1) 大規模災害が発生した場合。
- (2) 愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会 (ERAT)、日本医療社会福祉協会より災害支援要請があった場合。
- (3) その他会長が必要と認めた場合。

(災害対策本部の組織)

第7条 災害対策本部は、会長、副会長、事務局理事、その他理事により組織する。

- (1) 災害対策本部長には会長があたり、本部を統括し指揮監督する。
- (2) 副本部長には、副会長があたり、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は必要に応じその職務を代行する。

(災害対策本部の業務)

第8条 災害対策本部に総務班と災害支援活動班を設ける。

- (1) 総務班は、副会長または事務局担当理事が指揮を取り、外部機関との情報交換・情報収集、広報活動等の推進に努める。
- (2) 災害支援活動班は、社会貢献活動部会担当理事が指揮を取り、災害派遣チームの編成、関係機関との連携、間接的支援の具体化・実施を行う。

(災害対策本部の解散)

第9条 災害対策本部は、被災地における当協会の支援活動を終了することが相当であると判断するときは、災害対策本部の解散を決定することができる。

- (1) 災害対策本部を解散することを決定したときは、速やかに関係団体にその旨通知するとともに、会員に対してその旨を告知する。

(費用弁償)

第10条 当協会は、災害支援活動のために会員を被災地等に派遣したときは、派遣に要する費用を弁償する。

- (1) 費用弁償について、旅費・日当等支給規定の適用がある場合は、同規定により支出するものとし、適用のない場合の費用弁償については、災害の規模等を勘案して災害対策本部が決定する。

第4章 その他

(災害時行動マニュアル等の策定)

第11条 本要綱を補完するため、次の災害時行動マニュアル等を別途策定する。

「災害時行動マニュアル」

(災害対策本部編)

(会員編)

(要綱等の見直し)

第12条 本要綱、災害時行動マニュアル等は理事会において適宜見直しを行うものとし、必要に応じて改訂する。

(附 則)

この要綱は、2016年4月23日より施行する。